

2026年5月12日

各 位

会 社 名 ニチレキグループ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小幡 学  
(コード番号 5011)  
問合せ先 常務取締役コーポレート本部長 山本 淳  
(TEL:03-3265-1511)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、単元未満株式の買増制度を導入するため、定款の一部変更に関する議案を2026年6月26日開催予定の第82回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

## 1. 定款の一部変更の理由

株主の皆様への利便性向上の観点から、新たに単元未満株式の買増制度を導入すべく、単元未満株式の買増制度に関する規定を新設するものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| (単元未満株式についての権利)<br>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br>(1)～(3) (条文省略)<br>(新設)<br><br>(新設) | (単元未満株式についての権利)<br>第9条 (現行どおり)<br><br>(1)～(3) (現行どおり)<br><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u><br><br><u>(単元未満株式の買増し)</u><br>第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき単元未満株式の数の自己株式を有しないときは、この限りでない。 |
| 第10条～第40条 (条文省略)   | 第11条～第41条 (現行どおり)   |

## 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2026年6月26日  
定款変更の効力発生予定日 2026年6月26日

以 上